

愛 知 県 卸 売 市 場 整 備 計 画

(第 9 次)

平成 2 3 年 8 月



目 次

第1	目標年度	1
第2	卸売市場を巡る現状、課題及び対応方針	1
1	卸売市場を巡る現状、課題	(1)
2	課題への対応方針	(1)
第3	卸売市場の適正な配置の方針	2
1	生鮮食料品等の流通事情	(2)
2	品目別流通圏の設定	(7)
3	卸売市場配置計画	(7)
第4	近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標	8
1	立地に関する事項	(8)
2	施設の種類に関する事項	(8)
3	施設の規模に関する事項	(9)
4	施設の配置、構造及び運営に関する事項	(9)
第5	卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項	10
1	取引の合理化に関する事項	(10)
2	物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	(11)
3	物品の品質管理の高度化に関する事項	(11)
第6	卸売業者及び仲卸業者等の経営の近代化の目標	11
1	卸売業者	(11)
2	仲卸業者等	(12)
3	卸売業者及び仲卸業者等に共通する事項	(12)
第7	その他卸売市場の整備を図るために必要な事項	12
別 記 (第4の3 関係)	卸売市場施設規模算定基準	14
第1表	品目別流通圏の設定	15
第2表	卸売市場配置計画	17
流通圏、主要市場配置計画図		21
参考資料		25

愛知県卸売市場整備計画

第1 目標年度

目標年度は平成27年度とする。

この計画の基準年度は平成20年度とし、計画期間は平成23年度から平成27年度までの5か年とする。

第2 卸売市場を巡る現状、課題及び対応方針

1 卸売市場を巡る現状、課題

卸売市場はこれまで流通圏内における地域経済と密接に結びつきながら、生鮮食料品等の安定供給を通して地域の経済、社会の発展と県民生活の安定に寄与してきた。

こうした中で、卸売市場をめぐるのは、少子高齢化等による社会構造の変化、農水産物の生産構造の脆弱化、食料消費・小売形態の変化や消費者ニーズの多様化、食の安全や環境問題をはじめとする社会的要請の高まり等、環境の変化は著しく、次のような課題が生じている。

- ① 生産・出荷の大型化の進展に伴い、中央卸売市場とその他の卸売市場の格差が拡大していることに加え、中央卸売市場においても、取扱規模が二極化していること。
 - ② 食品の多様化や流通の広域化の進展を背景として、品質に対する関心が高まっており、コールドチェーンシステム（流通過程で低温を保つ物流方式）の構築など鮮度保持技術の進歩に見合った卸売市場施設の整備とともに、市場における品質管理の徹底が要請されていること。
 - ③ 大規模小売業者、外食産業事業者等から、大量安定取引に加えて、加工処理機能、貯蔵・保管機能及び輸送・搬送機能の強化が求められていること。
 - ④ 世帯構成やライフスタイルの変化により、需要の小口化・食の簡便化が進展している。また、食味や健康に対する志向の高まりなど消費者ニーズが更に多様化していること。
 - ⑤ 情報通信技術（以下「IT」という。）の進展が、生鮮食料品等の流通や消費動向に影響を与えていること。
 - ⑥ 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応が求められていること。
 - ⑦ 生鮮食料品等の市場経由率は総体的に減少傾向にあり、生産者による直売方式や、大規模小売業者等による直接買付等の市場を経由しない取引が、今後も増加すると予想されること。
- 今後は、これらの課題に積極的に取り組み、生鮮食料品等の円滑な供給と県民生活の安定に寄与する必要がある。

2 課題への対応方針

(1) 卸売市場の適正な配置の推進

生鮮食料品等の効率的、安定的な流通を確保する観点から、本県においても、国の卸売市場整備基本方針に基づいて整備計画を策定し、卸売市場の整備の推進を図っているところであるが、特に生産・出荷の大型化の進展と大規模小売業者等の大型需要への対応と、開設者、卸売業者や仲卸業者（以下「市場関係者」という。）の経営の改善・安定を図るため、地域道路網等の基盤整備を考慮しつつ、引き続き地方卸売市場の整備・統合を推進するものとする。

(2) 地方卸売市場の機能強化

地方卸売市場は、生産と消費を結ぶ重要な機能を果たしており、次の点に留意しながら地域の特性と課題を踏まえ関係者が連携をとりつつ、その機能の強化を図ることが必要である。

ア 地域に密着した生鮮食料品等流通への支援

循環型社会への対応や、生鮮食料品等に対する新鮮・安全志向といった消費者ニーズに応え

るため、地産地消など、生産者、実需者や消費者との交流や連携を通じた、地域での生鮮食料品等流通円滑化への取組を推進する。

イ 公正かつ効率的な取引の実施

出荷の大型化や取引の安定化の要望に応えるため、売買取引については、多様なニーズに機動的に対応し得る合理的な取引方法を設定し、適切な価格形成を図るとともに、相対取引が増加している中、小売業者等の利便性に配慮し、透明性の高い取引情報の提供に努めること。

また、原産地表示等の徹底により、公正な取引を推進する。

ウ 場内物流施設の充実並びに物品の品質管理高度化の推進

鮮度、品質に対する消費者の関心の高まりや生産者及び実需者の多様なニーズに応えるため、コールドチェーンシステムの構築を推進し、物品管理の適正化と食品衛生の確保に必要な、低温卸売場や荷さばき場、保管・加工処理・配送施設等の整備を促進するとともに、施設や業務段階に応じた物品管理体制の強化を推進する。

エ 情報化の推進

市場関係者の経営の合理化に資するため、情報のシステム化を図ることにより、産地や消費地への情報提供機能を高めるとともに、こうした情報の分析を通じ、需要に応じた、より高度な情報の発信やシステムの構築を推進する。

オ 集荷・販売力の強化

卸売市場の持つ安定供給等の機能を強化するため、集荷・販売活動における市場間の連携を推進するとともに、消費者ニーズに応える商品づくりのため、情報受発信機能の強化等の取組を推進する。

カ 市場運営体制の整備

地域性や個々の卸売市場の課題等を踏まえ、卸売市場全体の経営戦略を確立し、市場関係者等が一体となった市場運営の取組を推進する。

キ 水産物産地市場の機能強化

水揚量及び魚種構成の変化、用途別・品位別振り分けの必要性、関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、輸送条件の変化、漁港の整備計画等を考慮し、長期的展望に即して統合等を図ることにより市場機能の強化を推進する。

第3 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

需要の要因となる本県人口は、昭和30年代後半から大幅に増加し、昭和35年の420万人が昭和45年には539万人となり、その後、増加幅は縮小したものの、昭和53年には611万人、昭和63年には660万人、平成10年には698万人、平成20年には740万人となったが、今後の見通しでは、最近の人口動向等から平成27年の745万人をピークに人口減少に転じると見込まれる。

生鮮食料品等の需要の見通しは、人口及び年間1人当たりの需要量の伸びによって増加が見込まれる。

ア 野菜（いも類を含む。以下同じ。）

平成20年の年間1人当たり需要量は、農林水産省の資料により試算すると101.9キログラムで、県内野菜需要量は758千トンとなっている。

平成27年の年間1人当たり需要量を102キログラムと推定すると、県内需要量は764千トンとなり、平成20年に対して1パーセントの増加が見込まれる。

イ 果実（果実的野菜を含む。以下同じ。）

平成 20 年の年間 1 人当たり需要量は 53.2 キログラムで、県内果実需要量は 396 千トンとなっている。

平成 27 年の年間 1 人当たり需要量を 55 キログラムと推定すると、県内需要量は 412 千トンとなり、平成 20 年に対して 4 パーセントの増加が見込まれる。

ウ 水産物（海藻を含む。以下同じ。）

平成 20 年の年間 1 人当たり需要量は 54.5 キログラムで、県内水産物需要量は 405 千トンとなっている。

平成 27 年の年間 1 人当たり需要量を 57 キログラムと推定すると、県内需要量は 427 千トンとなり、平成 20 年に対して 5 パーセントの増加が見込まれる。

エ 食肉（牛肉、豚肉。以下同じ。）

平成 20 年の年間 1 人当たり需要量は 27.6 キログラムで、県内食肉需要量は 205 千トンとなっている。

平成 27 年の年間 1 人当たり需要量を 28 キログラムと推定すると、県内需要量は 210 千トンとなり、平成 20 年に対して 2 パーセントの増加が見込まれる。

オ 花き

平成 20 年の年間 1 人当たり需要量は切花 49.9 本、鉢物 8.3 鉢で、県内花き需要量は切花 371 百万本、鉢物 62 百万鉢である。

平成 27 年の年間 1 人当たり需要量は切花 49 本、鉢物 7 鉢と推定すると県内需要量は切花 367 百万本、鉢物 52 百万鉢で、平成 20 年に対して切花 1 パーセント、鉢物 15 パーセントの減少が見込まれる。

(2) 供給の現状と見通し

ア 野菜

県内の野菜生産は、立地に恵まれ、秋冬野菜（キャベツ、はくさい、トマト）を主体にして、平成 20 年の生産量は 560 千トン、出荷量は 495 千トンとなっている。このうち県内仕向量は 155 千トンで、出荷量の 31 パーセントに相当し、需要量に対して 20 パーセントとなっている。県外仕向量は 340 千トンで、キャベツ、はくさい、トマト、にんじん、たまねぎを主体に京浜、京阪神、北陸等に出荷されている。

今後の生産は、新技術の導入や作付体系の見直し等による収量の増加により、平成 27 年における生産量は 591 千トン、出荷量は 534 千トンが見込まれ、平成 20 年に対して出荷量で 8 パーセントの増加となる。このうち、県内仕向量は 182 千トン、県外仕向量は 352 千トンが見込まれる。

イ 果実

県内の果実生産は、いちご、みかん、いちじく、ぶどう、メロン類が主体で、平成 20 年の生産量は 103 千トン、出荷量は 91 千トンとなっている。このうち県内仕向量は 46 千トンで、出荷量の 51 パーセントに相当し、需要量の 12 パーセントとなっている。県外仕向量は 45 千トンでいちご、いちじく、メロン類を主体に京浜、京阪神、北陸等に出荷されている。

今後の生産は、栽培面積は減少するものの、栽培技術等の改善による収量の増加により、平成 27 年の生産量は 100 千トン、出荷量は 88 千トンが見込まれ、平成 20 年とほぼ同等の出荷量が見込まれる。このうち県内仕向量は 41 千トン、県外仕向量は 47 千トンが見込まれる。

ウ 水産物

平成 20 年の県内水産物のお荷量は 120 千トン、このうち県内仕向量は 82 千トンで、出荷量の 69 パーセントに相当し、需要量の 20 パーセントとなっている。県外仕向量は 38 千トンである。

今後の生産は、平成 27 年の出荷量は 101 千トンで、平成 20 年に対してやや減少となることが見込まれる。このうち、県内仕向量は 74 千トン、県外仕向量は 27 千トンが見込まれる。

エ 食肉

平成 20 年の県内家畜飼養頭数は肉用牛 59 千頭、豚 378 千頭、出荷頭数は肉用牛 38 千頭、豚 645 千頭で、これを枝肉換算した出荷量は 67 千トンとなっている。このうち県内仕向量は 44 千トンで出荷量の 66 パーセントに相当し、需要量の 22 パーセントとなっている。県外仕向量は 22 千トンである。

今後の生産は、都市化の進展等により若干減少し、平成 27 年の県内家畜飼養頭数は肉用牛 57 千頭、豚 373 千頭、出荷頭数は肉用牛 37 千頭、豚 635 千頭が見込まれ、これを枝肉換算した出荷量は 65 千トンで平成 20 年に対して 2 パーセントの減少が見込まれる。このうち県内仕向量は 43 千トン、県外仕向量は 22 千トンが見込まれる。

オ 花き

県内の花き生産は、きくを始めばら、洋らん、観葉植物等の生産量が全国第 1 位であることにみられるように、恵まれた自然条件と立地条件及び高い技術水準により順調に増加してきたが、近年の景気低迷の影響により出荷量は減少傾向となっており、平成 20 年の出荷量は切花 731 百万本、鉢物 138 百万鉢となっている。このうち県内仕向量は切花 129 百万本、鉢物 19 百万鉢でそれぞれ出荷量の 18 パーセント、14 パーセント、需要量の 35 パーセント、32 パーセントに相当する。県外仕向量は切花 602 百万本、鉢物 118 百万鉢で京浜を始め全国に出荷されている。

輸入花きの増加、景気低迷による需要の落ち込み、冠婚葬祭の簡素化など、国産花きの消費傾向に変化がみられるが、今後の生産は、県や生産者、農業団体、流通関係者が連携して、消費者ニーズに応える生産と流通体制の確立や需要拡大等に取り組むことにより、平成 27 年の出荷量は切花 890 百万本、鉢物 150 百万鉢となり、平成 20 年に対して切花 22 パーセント、鉢物 9 パーセントの増加が見込まれる。このうち、県内仕向量は切花 170 百万本、鉢物 22 百万鉢、県外仕向量は切花 720 百万本、鉢物 128 百万鉢と見込まれる。

植木については主産地が本県を含む数県に集中し、その流通は県域を越えた全国規模である。平成 20 年の植木の県内生産量は 33 百万本、出荷量は 18 百万本となっている。

今後の生産は、公共施設の整備等でグランドカバー類は需要の増加が見込まれるが、緑化木等の需要が年々減少しており、平成 27 年には生産量 32 百万本、出荷量は 18 百万本が見込まれる。

(3) 卸売市場流通及び市場を経由しない流通の現状と見通し

ア 青果物

現状における青果物取扱卸売市場は、名古屋市中央卸売市場 2 市場、地方卸売市場 26 市場（うち 4 市場は水産物を併せ取り扱う総合市場）、卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条で定める規模未満の卸売市場（以下「規模未満市場」という。）1 市場の計 29 市場である。

(7) 野菜

平成 20 年の卸売市場の取扱量は 629 千トンであるが、この中には県外へ搬出されたもの又は県内卸売市場へ転送されたもの（以下「転送量等」という。）があるので、これらを差し引いた 522 千トンが卸売市場を経由して県内で消費された量（以下「市場供給量」という。）となり、需要量の 68 パーセントに相当する。

卸売市場別にみると、名古屋市中央卸売市場の取扱量は 436 千トンで、転送量を差し引いた市場供給量は 328 千トンとなり、需要量の 43 パーセントに相当する。地方卸売市場の取扱量は 193 千トンで転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の 25 パーセントに相当する。

なお、卸売市場を経由せずに消費されていると見込まれる量（以下「市場外流通量等」という。）は 237 千トンで、需要量の 32 パーセントに相当するが、これは産地における

直売、農家の自家消費、加工向け出荷、産地直送である。

平成 27 年の卸売市場の取扱量は 587 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 63 パーセントに当たる 484 千トンとなり、市場供給率は平成 20 年に対して 5 ポイントの減少が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中心卸売市場の取扱量は 424 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 42 パーセントに当たる 321 千トンとなり、市場供給率は平成 20 年に対して 1 ポイントの減少が見込まれる。地方卸売市場の取扱量は 163 千トンが見込まれ、平成 20 年に対して 16 パーセント減少し、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量に対する市場供給率は 21 パーセントで、平成 20 年に対して 4 ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は 279 千トンで、需要量の 37 パーセントが見込まれる。

(イ) 果実

平成 20 年の卸売市場の取扱量は 234 千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給量は 190 千トンとなり、需要量の 48 パーセントとなっている。

卸売市場別にみると、名古屋市中心卸売市場の取扱量は 149 千トンで転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 27 パーセントに当たる 105 千トンとなっている。地方卸売市場の取扱量は 85 千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の 21 パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は 206 千トンで、需要量の 52 パーセントに相当するが、これは産地における直売、農家の自家消費、加工向け出荷、産地直送である。

平成 27 年の卸売市場の取扱量は 181 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 36 パーセントに当たる 148 千トンとなり、市場供給率は平成 20 年に対して 12 ポイントの減少が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中心卸売市場の取扱量は 118 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 21 パーセントに当たる 85 千トンで、平成 20 年に対して 6 ポイントの減少が見込まれる。地方卸売市場の取扱量は 63 千トンが見込まれ、平成 20 年に対して 26 パーセント減少し、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量に対する市場供給率は、15 パーセントで、平成 20 年に対して 6 ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は 264 千トンで、これは需要量の 64 パーセントが見込まれる。

イ 水産物

現状における水産物取扱市場は、名古屋市中心卸売市場 2 市場、地方卸売市場 21 市場（産地市場 13 市場、消費地市場 4 市場、青果物と水産物を取り扱う市場 4 市場）、規模未満市場 5 市場（産地市場 4 市場、消費地市場 1 市場）の計 28 市場である。平成 20 年の卸売市場取扱量は 286 千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 52 パーセントに当たる 214 千トンとなっている。

卸売市場別にみると、名古屋市中心卸売市場の取扱量が 199 千トンで、転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 36 パーセントに当たる 148 千トンとなっている。地方卸売市場の取扱量のうち、消費地市場の取扱量は 22 千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の 5 パーセントに相当する。また、産地市場の取扱量は 65 千トンであり、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 11 パーセントに当たる 44 千トンとなっている。

したがって、地方卸売市場の供給量は 66 千トンとなり、需要量の 16 パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は 191 千トンで需要量の 48 パーセントに相当するが、これは、規模未満市場の供給、産地における直売、加工向け出荷、自家消費である。

平成 27 年の卸売市場取扱量は 258 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 47 パーセントに当たる 198 千トンとなり、市場供給率は平成 20 年に対して 5 ポイントの減少が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中心卸売市場の取扱量は 188 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 33 パーセントに当たる 139 千トンとなっている。地方卸売市場のうち、消費地市場の取扱量は 12 千トンが見込まれ、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の 3 パーセントになる見込みである。また、産地市場の取扱量は 58 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 11 パーセントに当たる 46 千トンとなる。したがって、地方卸売市場の供給量は 58 千トンで需要量の 14 パーセントとなり、平成 20 年に対して 2 ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は 229 千トンで需要量の 53 パーセントが見込まれる。

ウ 食肉

現状における食肉取扱市場は、名古屋市中心卸売市場 1 市場、地方卸売市場 2 市場の計 3 市場である。

平成 20 年の卸売市場取扱量は 45 千トンであるが、転送量等を差し引いた市場供給量は 41 千トンで需要量の 20 パーセントに相当する。

卸売市場別にみると、名古屋市中心卸売市場の取扱量は 24 千トンで、転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 10 パーセントに当たる 21 千トンとなっている。また、地方卸売市場の取扱量は 20 千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の 10 パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は 164 千トンであり、需要量の 80 パーセントとなっているが、これは食肉業者等がと畜場を直接利用する取扱や輸入牛肉の部分肉による市場外流通が多いためである。

平成 27 年の卸売市場取扱量は 49 千トンが見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 22 パーセントに当たる 45 千トンとなっており、平成 20 年に対して 2 ポイントの増加が見込まれる。

卸売市場別にみると、名古屋市中心卸売市場の取扱量は、26 千トンで、推定転送量等を差し引いた市場供給量は需要量の 11 パーセントに当たる 22 千トンが見込まれる。また、地方卸売市場の取扱量は 23 千トンで、転送量等はほとんどないので、この量がそのまま市場供給量となり、需要量の 11 パーセントになる見込みである。

なお、市場外流通量等は需要量の 78 パーセントに当たる 165 千トンとなっており、平成 20 年に対して 2 ポイントの減少が見込まれる。

エ 花き

現状における花き取扱市場は、中央卸売市場はなく、地方卸売市場 8 市場、規模未満市場 9 市場の計 17 市場である。

そのうち、切花を主として取り扱う市場は、名古屋市に地方卸売市場 4 市場、規模未満市場 5 市場がある。また、豊明市に主として鉢物を取り扱う地方卸売市場 1 市場があり、これらが本県及び中部圏の花き流通の拠点的作用を果たしている。その他県内には切花を主に取り扱う地方卸売市場が 3 市場、切花と鉢物を取り扱う規模未満市場がそれぞれ 1 市場と植木を取り扱う規模未満市場が 2 市場ある。

平成 20 年の卸売市場取扱量は切花 306 百万本、鉢物 79 百万鉢であり、転送量等を差し引いた市場供給量は切花 208 百万本、鉢物 37 百万鉢となり、それぞれ需要量の 56 パーセント、60 パーセントに相当する。

なお、市場外流通量等は切花 163 百万本、鉢物 24 百万鉢で、それぞれ需要量の 44 パーセント、40 パーセントに相当するが、これは規模未満市場や県外卸売市場における取扱、自家用

等である。

平成 27 年の卸売市場取扱量は切花 419 百万本、鉢物 65 百万鉢が見込まれ、推定転送量等を差し引いた市場供給量は切花 285 百万本、鉢物 30 百万鉢で、それぞれ需要量の 78 パーセント、58 パーセントが見込まれる。切花の市場流通量拡大については、平成 22 年 3 月に開設された愛知名港花き地方卸売市場の取扱量の増加を見込んでいるためである。

市場供給率は平成 20 年に対し、切花が 22 ポイントの増加、鉢物は 2 ポイントの減少が見込まれる。

なお、市場外流通量等は切花 82 百万本、鉢物 22 百万鉢で、それぞれ需要量の 22 パーセント、42 パーセントが見込まれる。

植木については、許可市場はなく、植木専門市場は、稲沢市の植木産地に規模未満市場があり、平成 20 年の取扱量は 3 百万本となっている。

2 品目別流通圏の設定

流通圏の設定にあたっては、「政策指針 2010-2015 ～安心、希望、そして風格ある愛知へ～」の趣旨に即し、

- ① 自然的、経済的及び社会的諸条件並びにこれらの将来における見通し
- ② 経済圏の広域化に伴う広域流通の進展状況
- ③ 流通事情
- ④ 買受人の分布状況
- ⑤ 第一次から第八次までの愛知県卸売市場整備計画の流通圏設定状況

等から、青果物、水産物については、名古屋市を中心とする尾張地域、岡崎市、豊田市を中心とする西三河地域並びに豊橋市を中心とする東三河地域の 3 流通圏を設定した（第 1 表の 1）。なお、名古屋市中央卸売市場については、大型産地からの荷を大量に受け、県域を越えた中小規模の卸売市場と連携した流通を行う、中央拠点市場としての役割も担っている。

食肉については、主産地形成の進展とコールドチェーン等輸送手段の発達に伴い、冷と体取引、部分肉取引の普及、道路網の整備により、商圈が県内全域に既に拡大しているので、全県を流通圏とした（第 1 表の 2）。

花きについては、現在名古屋市を中心に流通しているが、主産地形成の進展、消費の多様化、輸送手段の発達、道路網の整備により、既に商圈が県内全域に拡大しているので、全県を流通圏とした（第 1 表の 2）。

3 卸売市場配置計画（第 2 表）

卸売市場の配置については、広域行政圏に基づく地域的なまとまり、地域の人口と需要量の動向、各卸売市場の取扱状況、買受人の分布状況を考慮した上で、生鮮食料品等の安定的かつ円滑な流通が確保されるように次の方針の下に配置するものとする。

- ① 県内を始め広く隣県までの需給調整機能及び主体的な価格形成機能を持つ中央卸売市場及びこれと同等の機能を持つ地方卸売市場を中核市場とする。
- ② それぞれの流通圏内には、中核市場に準ずる規模で、地域の拠点的な役割を担う地方卸売市場を拠点市場とする。
- ③ 地域の円滑な流通を確保するため、必要な地域に中核市場及び拠点市場の補完機能と地場流通機能を持つ地方卸売市場を地区市場とする。
- ④ 生鮮水産物の流通については、産地価格の形成と消費地の卸売市場への再出荷の中継基地としての機能を必要とするため、主要漁港に産地市場を配置する。

なお、中核市場及び拠点市場のうち、他の地方卸売市場との統合、又は他の卸売市場との連携した集荷・販売活動を行う等、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売

市場については、併せて地域拠点市場として配置することとする。

ア 青果物

青果物取扱市場については、名古屋市中央卸売市場が中核市場（中央拠点市場）として設置されているので、尾張流通圏には名古屋市を囲み衛星的に5市場を、西三河流通圏には3市場を、また、東三河流通圏には1つの拠点市場を配置する。

また、地区市場は、商業勢力の調整、買受人の分布状況、市場をとりまく産地動向からして中核・拠点市場との関連において円滑な流通を確保するために必要な地域に配置する。その場合、平成27年には年間取扱量が原則として、10千トン以上になるよう推進する。

なお、名古屋市中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場については、国の卸売市場整備基本方針に準拠して検討するものとするが、その市場の立地条件、中央卸売市場との機能分担から必要な場合に地区市場として配置する。

イ 水産物

水産物取扱市場についても、名古屋市中央卸売市場が中核市場（本場は中央拠点市場）として設置されているので、尾張流通圏に3市場、西三河流通圏に3市場を青果と合わせた形で拠点市場を配置する。東三河流通圏にあつては、既存の1市場を拠点市場として配置する。

また、地区市場の配置については、地域の実情により当面存置するが、平成27年の年間取扱量が原則として5千トン以上になるよう推進する。

なお、産地市場については、水産資源の消長、漁業形態の諸要素及び漁港整備計画等とも有機的な関連をもたせ、水産物の安定的かつ効率的な集出荷を図りうる主要漁港に配置し、平成27年の年間取扱量が原則として5千トン以上及び職員一人当たりの取扱金額が300百万円以上になるよう推進する。

ウ 食肉

食肉取扱市場については、県内の東西2か所に中核市場を、また、豊田市に地区市場を配置する。

エ 花き

花き取扱市場については、名古屋地域（名古屋市とその周辺地域を含む地域）に、中核市場を2市場配置する。

岡崎市、西尾市及び豊橋市の花き卸売市場については、総合市場の拠点市場として配置する。

また、花き市場の整備に当たっては、平成27年の年間取扱量が原則として10百万本相当以上になるように推進する。

植木取扱市場については、稲沢市内の2市場の統合又は集結を進め、地区市場として配置する。

第4 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

1 立地に関する事項

立地に当たっては、原則として、次の要件を満たすよう努めるものとする。

- ① 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。
- ② 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
- ③ 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- ④ 生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全・安心に対する要請の高まり、環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要となる施設を、計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適

正化を図る。

売場施設

駐車施設

貯蔵・保管施設

輸送・搬送施設

衛生施設

情報・事務処理施設

管理施設

加工処理施設

福利厚生施設

関連事業施設

以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設、再資源化施設等を、実情に応じ整備するものとする。

3 施設の規模に関する事項

別記に基づいて算定される施設規模を確保するよう努めるものとする。

4 施設の配置、構造及び運営に関する事項

卸売市場施設の配置、構造及び運営については、生産者や実需者のニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上、加工処理等の機能の強化、環境問題への積極的な取組や市場流通コストの削減に向けて、次の事項に留意するものとする。

- ① 卸売市場におけるコールドチェーンシステム構築に対する生産者及び実需者のニーズへ早急に対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理施設を計画的に配置すること。
- ② よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設について、施設の導入に当たっての費用対効果や、共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整等を考慮しつつ、整備・配置を推進すること。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、情報受発信機能の強化や、市場関係業者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組を推進すること。
- ③ 地球温暖化等環境問題が深刻化している中で、卸売市場においても、エネルギー消費や廃棄物排出の抑制等環境負荷の低減に向けた取組が重要であることから、太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設の整備・配置や、通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めること。
- ④ 取扱数量の増大が見込まれる市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化に努めること。特に、大都市圏の市場においては、土地の高度利用を図る観点から立体的かつ効率的な施設の配置に努めること。
- ⑤ 施設の構造については、流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とすること。
- ⑥ 大規模増改築を含めた卸売市場施設の新設に当たっては、原則として、外気の影響を遮断する閉鎖型施設の整備に努めること。また、低温（定温）管理施設に加え、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置し、水産物市場については、殺菌水等清浄水の供給設備の整備も、併せて努めること。
- ⑦ 生鮮食料品等の物流の合理化を図る一環として、施設配置に当たっての場内搬送経路の最適

化を十分考慮するとともに、必要に応じて、省力化機器の体系的利用を含む場内物流のシステムの開発導入に努めること。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等に努めること。

- ⑧ 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの構築の観点から、適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
- ⑨ 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、ITの活用、生産者や実需者と連携した流通コストの削減や、流通における環境負荷の軽減に資する取組等に努めること。
- ⑩ 卸売市場の多様な機能の発揮と周辺環境との調和を図るとともに、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能を持つ施設等関連施設の整備に努めるほか、可能な限り緑地帯等を設置するように努めること。

第5 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

取引の透明性の確保、流通経費の軽減、取引の活性化に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 卸売市場における売買取引は、公正であり、かつ、流通効率の高い取引方法により行うものとする。このため、卸売市場における売買取引の方法については、消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各市場のもっている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映しつつ、市場関係者の意見を聴きながら、市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、その遵守を図ること。
- ② 計画的な集荷活動による品揃えの確保や、最適物流の実現による物流経費の軽減を図るため、各市場で十分な議論を行いながら、卸売市場流通の効率化に努めること。
- ③ 卸売市場の集荷力の低下や、生産者と実需者の直接取引の拡大に対応するとともに、中央拠点市場を活用した効率的な流通網の構築といった観点からも、集荷の共同化等の複数卸売市場間の連携や、新商品開発等のための生産者、実需者との連携による集荷力向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携等に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に支障を来すことのないよう、十分な議論を行うこと。
- ④ 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、市場関係者等において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理した情報等、仲卸業者や専門小売業者の利便性や透明性に配慮した取引情報の提供に努めること。
- ⑤ 卸売市場における売買取引について、適切な価格形成を図るとともに、円滑・確実な決済を確保すること。
- ⑥ 卸売市場においては、JAS法に基づく原産地表示等の徹底により、公正な取引を推進するとともに、生産情報等の適切な確認・伝達によりトレーサビリティシステムを確立し、消費者の信頼の確保に努めること。また、食中毒等の食品事故へ適切に対応するため、危害の発生防止に必要な限度において、生鮮食料品等の仕入・販売など入出荷に係る記録の作成・保存に努めること。なお、その際には、ITの活用により効率化を図り、コストの削減に最大限努力すること。
- ⑦ 産地及び消費地を通ずる情報の受発信機能を強化し、幅広く関係者が参加した情報センターとして整備し、取引の透明性の確保と活性化に努めること。
- ⑧ 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において、需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各市場においては、取引条件の明確化、書面

化の促進に取り組むとともに、優越的な地位の濫用行為が疑われる場合、行政の相談窓口を積極的に活用することで、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。

- ⑨ 食の安全に関し、卸売市場に対する生産者、実需者及び消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管に努めること。
- ② 電子商取引・予約相対取引・見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき・保管等の効率化に配慮して保管・加工処理・配送施設の整備に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- ③ 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。
- ④ 都市と農村が共存している本県の特性を活かし、生産者と消費者を結ぶ地域内流通体系の円滑化に必要な施設の整備に努めること。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

市場関係者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化を図るとともに、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において、HACCP（危害分析・重要管理点）手法を採り入れた品質管理の高度化に向けて、行動規範の策定と対応措置の推進に取り組む。特に、水産物及び食肉においては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく公衆衛生上講ずべき管理運営基準及び施設基準を遵守するとともに、加えて食肉処理においては、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）等に基づく構造設備基準や衛生管理基準の遵守、食道結紮（けっさつ）やナイフ消毒などの食肉汚染対策に取り組む。

第 6 卸売業者及び仲卸業者等の経営の近代化の目標

1 卸売業者

- ① 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図るものとし、特に、資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。
また、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況を踏まえつつ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化、市場を超えた卸売業者間の資本関係の構築や業務提携による連携関係の強化に努めること。
- ② 卸売業者の経営の健全性を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等による財務体質の強化や経営再編によるコストの低減、経営多角化の検討等を図るとともに、財務・経営情報の開示に努めること。
- ③ 管理部門について、OA化の推進と計画的な経営管理システムの整備、事業の計画的、体系的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。
- ④ 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めること。
- ⑤ 消費及び供給の動向に対応した、集荷販売力の強化と商品開発能力の向上に努めること。

- ⑥ 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存していることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて、経営体質の強化に努めること。

2 仲卸業者等

- ① 仲卸業者等の経営の発展を図るため、市場規模に見合った適切な経営規模を確保するよう、市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化に努めること。
- ② 小売店、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援に努めること。
また、市場関係者間の提携関係の強化を図りつつ、大規模小売業者との対等な取引関係の構築に努めること。
- ③ 情報機器の活用による経営管理システムの確立や、経営再編による経営合理化、共同配送等によりコストの削減に努めること。
- ④ 就労体系の整備により小売店の営業の動向に対応した市場の休業日の営業の実現に努めること。

3 卸売業者及び仲卸業者等に共通する事項

- ① 大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへ適切に対応し、経営体質の強化を図るため、加工処理機能、貯蔵・保管機能及び輸送・搬送機能の強化に取り組むこと。
- ② 実需者のニーズの把握と産地へのフィードバックを的確に行うことにより、これまで卸売市場が中心に扱ってきた規格品に加え、特色ある地場産品や規格外品等について、これらの流通の特性も踏まえた上で、品揃えの強化を図ること。
- ③ 新たな需要の喚起に資するよう、価格動向のほか、実需者のニーズ、産地の出荷動向、商品情報等の多様な情報について、情報技術の積極的な活用を通じて、卸売業者と仲卸業者間における情報共有を図るなど、その収集と提供の取組を強化すること。
- ④ 卸売業者や仲卸業者が、機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等も含め、両者の連携・協働に十分留意して行うこと。
- ⑤ 予約相対取引の活用等により、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定価格での安定的取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について、契約当事者間で十分に協議すること。

第7 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

- ① 市場関係者等が一体となって、卸売市場全体の経営戦略的な視点から、それぞれの卸売市場の位置付け・役割、機能強化の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた市場施設の整備やコストも含めた市場運営のあり方等を明確にし、経営展望を策定するなど、卸売市場としての経営戦略の確立に努めること。
また、開設者は、施設の整備と維持管理、卸売業者、仲卸業者等への指導監督にとどまらず、卸売業者、仲卸業者等と一体となった市場運営に対する取組に努めること。
- ② 市場情報のシステム化は、取引の公開性を高め、取引方法の多様化が図られるなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となるとともに、取引事務や物流の省力化など市場運営及び市場関係者の経営合理化に直結することを重視して、早急にその推進を図ること。
- ③ 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努めること。
- ④ 食品の安全性を確保し、環境問題の深刻化に対応するため、有害物品に関する検査体制の確

立、じんあい処理・汚水処理施設の整備に努めること。

- ⑤ 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能の充実に図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。
- ⑥ 災害時の緊急の事態に際し、卸売市場の果たす機能の重要性を考慮して、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時において適切な対応が確保されるよう努める。特に、市場関係者等は、BCP（事業継続計画）の策定等を通じて、災害時等においても業務を確実に継続できるような体制の確立に努める。

また、食の安全に係る事件・事故が発生した場合、風評被害の発生を防ぐためにも、消費者に正しい情報が伝わるよう、卸売市場は実需者に対して正確な情報を発信し、客観的事実や科学的根拠に基づく公正な取引の確保及び適切な価格形成に努め、生鮮食料品等の円滑な流通の促進に資すること。

- ⑦ 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解の醸成や、「食」に関する卸売市場の知見を、消費者に効果的に提供する観点から、「食育」や「花育※」のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示に関する講習会、料理教室等の機会の提供など、施設の開かれた利用にも配慮する。この場合、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であるということを前提としつつ、市場内の衛生管理や入場者の安全の確保等に十分留意すること。

また、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮すること。

- ⑧ 地方卸売市場が地域内流通において中心的な役割を担っていることを考慮して、鮮度の高い地場産の生鮮食料品等を、地域の消費者に安定的に供給するため、市場情報の提供、周辺産地との連携に努めること。
- ⑨ 多様化する消費者ニーズに対応するため、豊富な品揃え、鮮度保持、加工・配送に加え、情報発信や情報システムの有効活用など、卸売市場の企画開発機能の高度化に努めること。

※花育：花や緑に親しみ育てる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育むこと。

別 記（第4の3関係）

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、目標年度における市場流通の規模及び市場の開場日数を考慮して1日当たりの流通量の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i ：目標年度における売場施設の必要規模

g_t ：目標年度における1日当たりの流通の規模

f_i ：売場施設経由率

μ_i ：目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱量

R_i ：売場施設通路面積

i ：各売場施設

2 その他の施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たりの流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 25 \text{ m}^2 \cdot \left(\frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S_t ：目標年度における駐車場の必要規模

g_t ：目標年度における1日当たりの流通の規模

μ_o ：1台当たり積載数量

M ：その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における卸売市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び市場内交通を確保するために必要な通路面積を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S ：目標年度における市場用地の必要規模

a ：増設余力指数

S_i ：各施設の必要規模

S_t ：駐車場の必要規模

R ：建物外部の通路の必要規模

第1表 品目別流通圏の設定

1 青果物及び水産物

流通圏 地域名	区	分	品目	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通圏との重複地域	備考
				平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)		
尾張	名古屋市	春日井市	青果物	千人	千人	千人	千人	トン	トン		1 流通人口の()は、需要人口 ※需要人口=流通圏人口(常住人口)±(流入人口)/3
	一宮市	半田市									
	津島市	常滑市									
	小牧市	東海市		5,053 (5,091)	5,085 (5,123)	3,156	2,766	486,993 (190,343)	432,682 (154,763)		
	知多市	岩倉市									
	日進市	清須市	水産物								2 市場供給対象人口は、需要人口に市場供給率を乗じて算定
	弥富市	あま市									
	豊山町	東郷町									
	蟹江町	扶桑町									
	南知多町	阿久比町									
西三河	岡崎市	刈谷市	青果物	1,572 (1,583)	1,582 (1,593)	981	860	151,426 (59,185)	134,523 (48,117)		市場供給率(全県下) (青果物) 中央 地方 計 基準年度 38 % 24 % 62 % 目標年度 35 % 19 % 54 %
	安城市	知立市	水産物	1,572 (1,583)	1,582 (1,593)	823	749	45,537 (14,138)	42,079 (12,420)		
	みよし市		青果物	773 (767)	778 (772)	475	417	73,369 (28,677)	65,196 (23,320)		
	豊橋市	蒲郡市	水産物	773 (767)	778 (772)	399	363	22,064 (6,850)	20,394 (6,019)		
東三河	田原市	東栄町	青果物	7,398 (7,440)	7,445 (7,487)	4,612	4,043	711,788 (278,204)	632,401 (226,199)		3 市場取扱量は、県内向取扱量(県外搬出量及び県内向転送量は含まない) ()は、地方卸売市場の取扱量
	設楽町	豊根村	水産物	7,398 (7,440)	7,445 (7,487)	3,869	3,520	214,049 (66,457)	197,817 (58,385)		
	計										

2 食肉及び花き

流通圏 地域名	区	分	品目	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通圏との重複地域	備考
				平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)		
全 県	名古屋市		食 肉	千人	千人	千人	千人	トン	トン		1 流通人口の（ ）は、需要人口 ※需要人口=流通圏人口（常住人口）±（流入人口）/3 2 市場供給対象人口は、需要人口に市場供給率を乗じて算定 市場供給率（全県下） （食 肉） 中央 地方 計 基準年度 10 % 10 % 20 % 目標年度 11 % 11 % 22 %
	豊橋市	瀬戸市									
	半田市	一宮市									
	碧南市	豊川市									
	西尾市	豊田市		7,398 (7,440)	7,445 (7,487)	1,488	1,647	41,062 (20,150)	44,385 (21,900)		
	江南市	犬山市									
	東海市	稲沢市									
	尾張旭市	知多市									
	日進市	岩倉市									
	北名古屋	愛西市									
	東郷町	みよし市									
	扶桑町	豊山町									
	阿久比町	蟹江町	切花	7,398 (7,440)	7,445 (7,487)	4,167	5,840	千本	千本		(切花) 中央 地方 計 基準年度 - % 56 % 56 % 目標年度 - % 78 % 78 % (鉢物) 中央 地方 計 基準年度 - % 60 % 60 % 目標年度 - % 58 % 58 %
	武豊町	南知多町	花 き								
	豊根村	設楽町									
			鉢物								
				7,398 (7,440)	7,445 (7,487)	4,464	4,343	千鉢	千鉢		3 市場取扱量は、県内向取扱量（県外搬出量及び県内向転送量は含まない） （ ）は、地方卸売市場の取扱量

第2表 卸売市場配置計画

流通圏地域名	配置位置	当該流通圏既存市場			整備方針			卸売市場整備地区指定の有無	備考
		市町村名	市場名	区分	市場の整備方針	区分	取扱品目		
青果物 尾張	花き 全県	名古屋	1 大曽根青果地方卸売市場	民	地区市場として当面存置	民	青果物		
			2 下之一色青果地方卸売市場	民	地区市場として当面存置	民	青果物		
			3 愛知名港花き地方卸売市場	民	3を中核市場（地域拠点市場）として在置し、その他市場についても段階的に統合又は集結を進める	民	花き	(有)名古屋港区	
			4 株式会社花春生花地方卸売市場	"					
			5 株式会社桜井花き地方卸売市場	"					
			6 株式会社太閤園花き地方卸売市場	"					
			7 東海花き卸売市場	小規模					
			8 稲本生花卸売市場	"					
			9 白石生花卸売市場	"					
			10 名古屋花き卸売市場	"					
			11 中京花卉園芸農業協同組合	"					
青果物 尾張	食肉 全県	津島市	12 地方卸売市場名古屋西流通センター	準公	拠点市場として存置	準公	青果物	(有)津島市高台寺町	
		稲沢市	13 井堀植木組合市場	小規模	統合又は集結を進め、地区市場として配置	民	花き		
		一宮市	14 矢合植木市場	"					
		一宮市	15 地方卸売市場一宮地方総合卸売市場	準公	15を拠点市場（地域拠点市場）として在置し、集約	準公	青果物 水産物	(有)一宮市大和町(稲沢市子生和町川向の一部を含む)	
		小牧市	16 起青果地方卸売市場	民					
		小牧市	17 地方卸売市場愛北総合卸売市場	民	拠点市場として存置	民	青果物	(有)小牧市大字河内屋新田	
		北名古屋	18 西春中央青果地方卸売市場	民	地区市場として存置	民	青果物		
		瀬戸市	19 尾張東地方卸売市場	準公	拠点市場として存置	準公	青果物 水産物	(有)瀬戸市南山口町	
		豊明市	20 愛知豊明花き地方卸売市場	民	中核市場として存置	民	花き	(有)豊明市阿野町	
		大府市	21 大府青果地方卸売市場	民	地区市場として当面存置又は隣接市場へ集約	民	青果物		

流通圏地域名	配置位置	当該流通圏既存市場			整備方針			卸売市場整備地区指定の有無	備考
		市町村名	市場名	区分	市場の整備方針	区分	取扱品目		
青果物	半田市	知多市	22 知多野菜類卸売市場	小規模	23 地方卸売市場知多南部総合卸売市場	準公	青果物	(有)半田市	
水産物	常滑市	半田市	23 地方卸売市場知多南部総合卸売市場	準公			水産物	横山町	
食肉	常滑市	常滑市	24 鬼崎漁協鮮魚卸売市場(産)	小規模	産地市場として当面存置又は隣接市場へ集約	民	水産物		
花き	南知多町	南知多町	25 地方卸売市場豊浜魚市場(産)	民	25～28は段階的に機能統合を進め、29は28に統合	民	水産物		
			26 師崎水産物地方卸売市場(産)	〃		民	水産物		
			27 篠島水産物地方卸売市場(産)	〃		民	水産物		
			28 地方卸売市場片名魚市場(産)	〃		民	水産物		
			29 大井水産物地方卸売市場(産)	〃					
	豊田市	豊田市	30 豊田市公設地方卸売市場	公	隣接市場との集荷・販売の連携を図り、拠点市場(地域拠点市場)として存置	公	青果物	(有)豊田市	
			31 愛知経済連豊田食肉地方卸売市場	民	地区市場として存置	民	食肉	高崎町	
	岡崎市	岡崎市	32 愛中岡崎地方卸売市場	民	集結済みの32、33を拠点市場として存置し、統合又は集結	民	青果物	(有)岡崎市	
			33 三河生花地方卸売市場	〃			水産物	土井町	
			34 岡崎魚地方卸売市場	〃			花き		
			35 岡崎花き地方卸売市場	〃					
	岡崎市	岡崎市	36 丸八岡崎青果地方卸売市場	民	地区市場として存置	民	青果物		
	碧南市	碧南市	37 衣浦総合地方卸売市場	民	地区市場として存置	民	青果物	(有)碧南市	
			38 碧南魚地方卸売市場(産)	民	産地市場として存置	民	水産物	港本町	
	刈谷市	刈谷市	39 刈谷青果地方卸売市場	民	地区市場として存置	民	青果物		
	安城市	安城市	40 地方卸売市場安城魚市場	民	地区市場として当面存置	民	水産物		
	西尾市	西尾市	41 愛中西尾地方卸売市場	民	段階的に統合又は集結を進め、拠点市場として配置	公又は民	青果物		
			42 米津青果地方卸売市場	〃			水産物		
			43 西尾水産地方卸売市場	〃			花き		
			44 西尾生花市場	小規模					
			45 西尾植物取引所	〃					
			46 吉田港青果地方卸売市場	民					

流通圏地域名			配置位置	当該流通圏既存市場			整備方針				卸売市場整備地区指定の有無	備考	
				市町村名	市場名	区分	市場の整備方針	区分	取扱品目	整備予定年度			
青果物	水産物	食肉	花き	西尾市	47	西三河漁協地方卸売市場(産)	民	47を産地市場として存置し、集約	民	水産物	前期		
					48	西三河漁協栄生支所水産物卸売市場(産)	小規模						
					49	西三河漁協佐久島支所東部・西部卸売市場(産)	〃						
					50	西三河漁協吉良支所鮮魚卸売市場(産)	〃						
				西尾市	51	幡豆水産物地方卸売市場(産)	民	統合又は集結し、産地市場として配置	民	水産物	前期		
					52	東幡豆水産物地方卸売市場(産)	〃						
東三河	東三河	全県	全県	豊橋市	53	大一青果豊橋地方卸売市場	民	統合又は集結を進め、拠点市場(地域拠点市場)として配置	公又は民	青果物 花き	後期		
					54	地方卸売市場豊橋中央青果	〃						
					55	大一青果野依卸売市場	小規模	ただし、61、62は地区市場として当面存置					
				56	豊橋生花地方卸売市場	民							
				豊川市	57	大一青果豊川地方卸売市場	〃						
					58	豊川青果地方卸売市場	〃						
					59	三河青果地方卸売市場	〃						
				60	蒲郡青果地方卸売市場	〃							
				田原市	61	大一青果田原地方卸売市場	〃		民	青果物 青果物			
					62	大一青果福江地方卸売市場	〃						
				豊橋市	63	地方卸売市場東三河食肉流通センター	準公	中核市場として存置	準公	食肉		(有)豊橋市明海町	
					64	地方卸売市場豊橋魚市場	民						
				蒲郡市	65	西浦水産物地方卸売市場(産)	民	統合を進め産地市場として配置	公	水産物	後期		
					66	形原水産物地方卸売市場(産)	〃						
				田原市	67	三谷水産物地方卸売市場(産)	〃	ただし、67は産地市場として当面存置	又は民	水産物			
					68	地方卸売市場渥美魚市場(産)	民						

1 配置位置の欄中、「名古屋地域」とは、名古屋市とその周辺地域を含む。

2 当該流通圏既存市場の市場名の欄中「(産)」水産物産地市場を示す。

3 区分の欄中「中」は中央卸売市場、「公」は公設地方卸売市場、「準公」は準公設地方卸売市場、「民」は民営地方卸売市場、「小規模」は政令規模未満市場を示す。

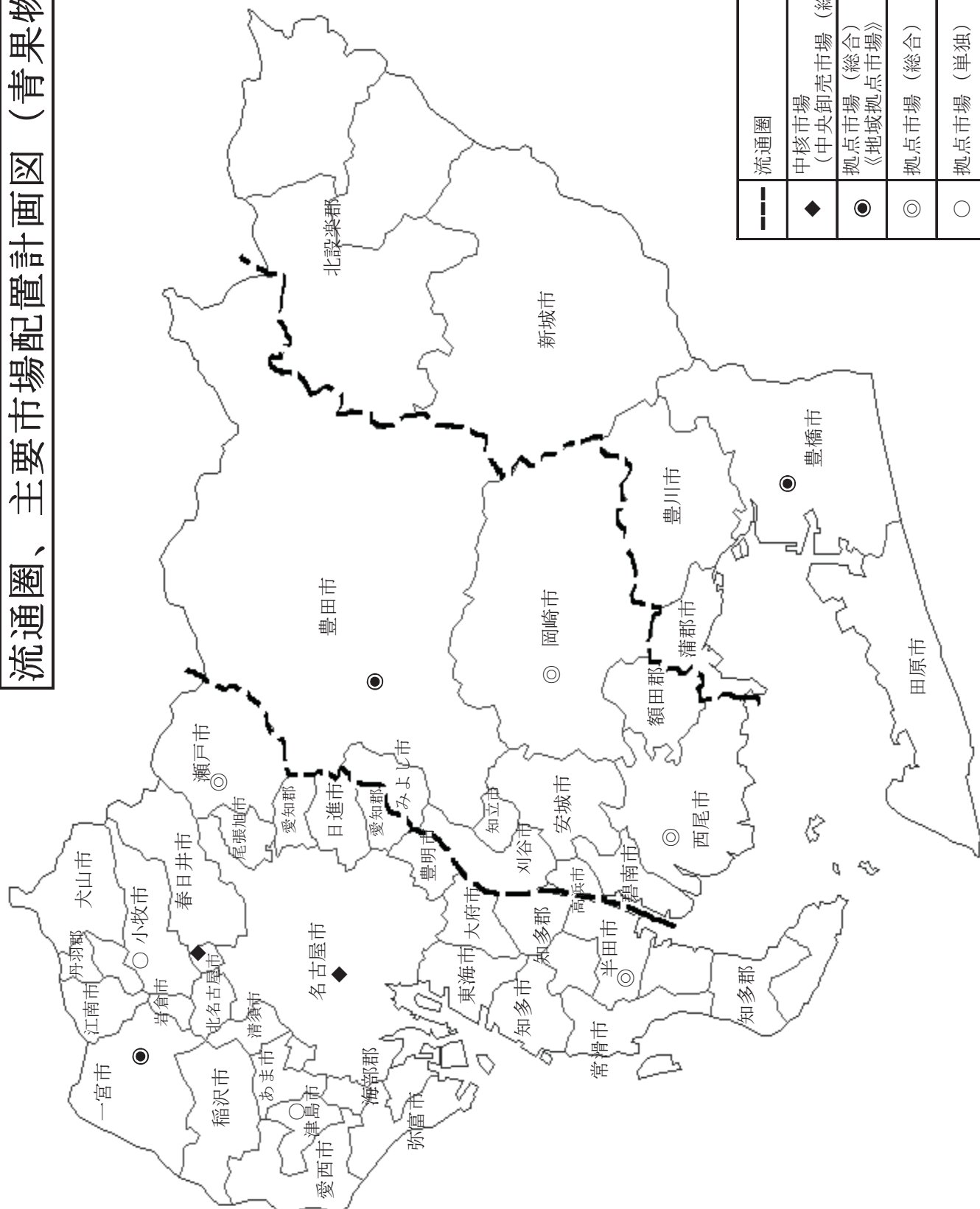
4 整備方針の整備予定年度の欄中、「前期」は整備に着手する予定年度が平成25年度までのもの、「後期」は平成27年度までのものとする。

5 整備計画の区分欄の「公又は民」は、準公設地方卸売市場を含む。

供給圏域		既存市場		整備方		針	備考
		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	取扱品目	
第1次	名古屋市 豊山町	名古屋市	69 名古屋中央卸売市場本場	中	施設の改善	野菜及び果実並びにこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品	中央拠点市場 (青果物・水産物)
第2次	その他の 県内市町村		70 名古屋中央卸売市場北部市場	中	施設の改善	野菜及び果実並びにこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品	中央拠点市場 (青果物)
			71 名古屋中央卸売市場南部市場	中	施設の改善	肉類及びその加工品	

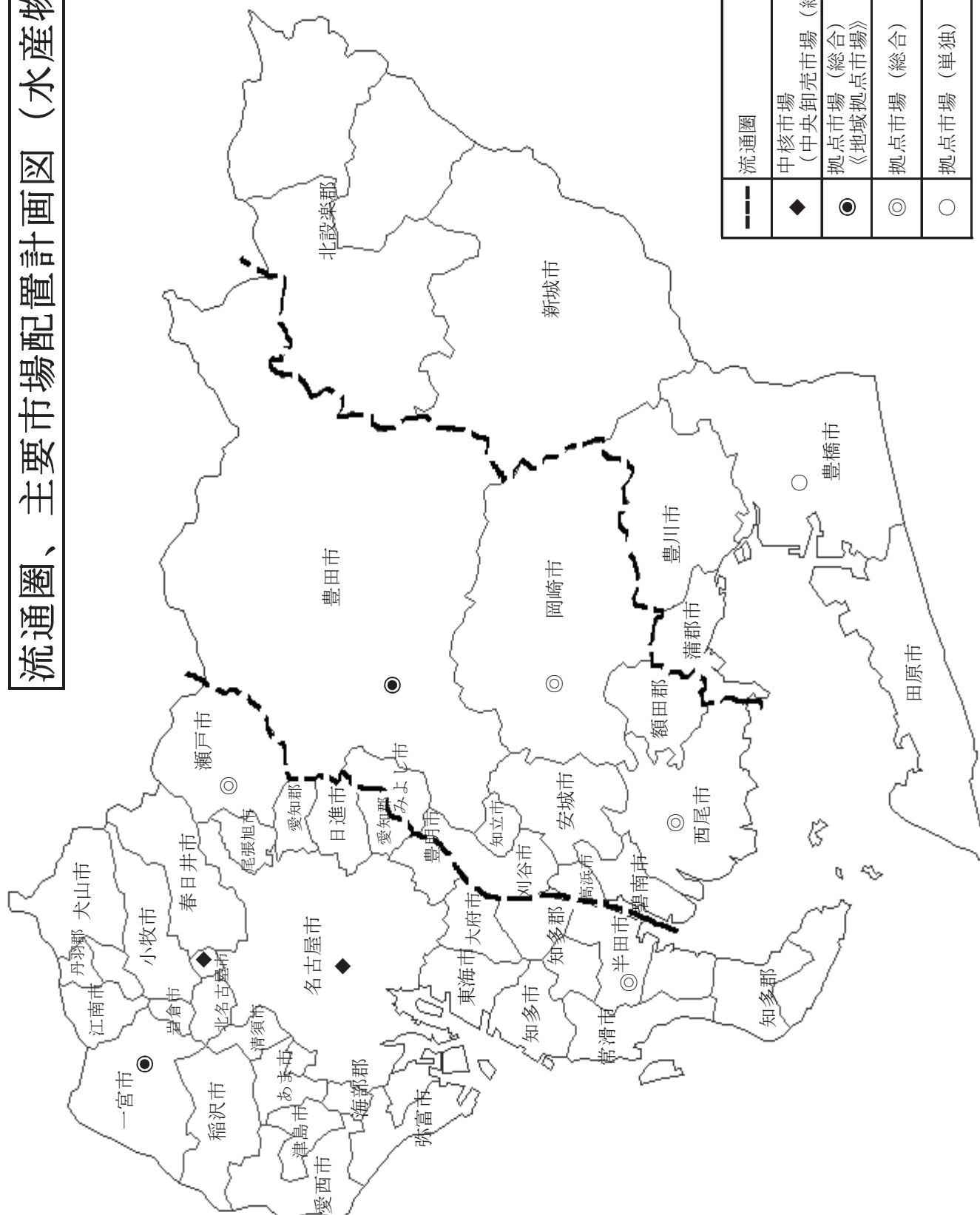
備考 区分の欄中の「中」は中央卸売市場を示す。

流通圏、主要市場配置計画図（青果物）



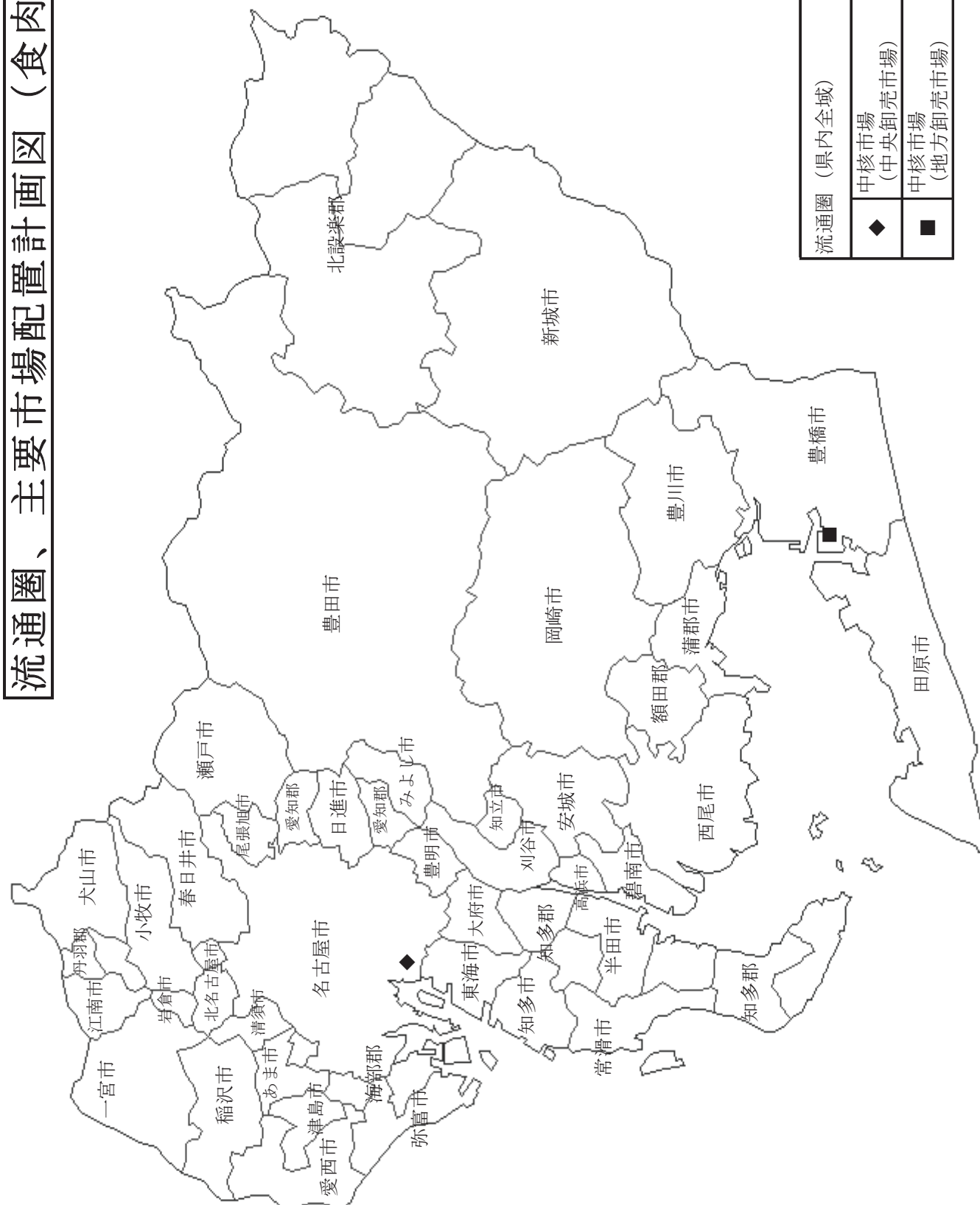
---	流通圏
◆	中核市場 (中央卸売市場 (総合))
●	拠点市場 (総合) 《地域拠点市場》
◎	拠点市場 (総合)
○	拠点市場 (単独)

流通圏、主要市場配置計画図（水産物）



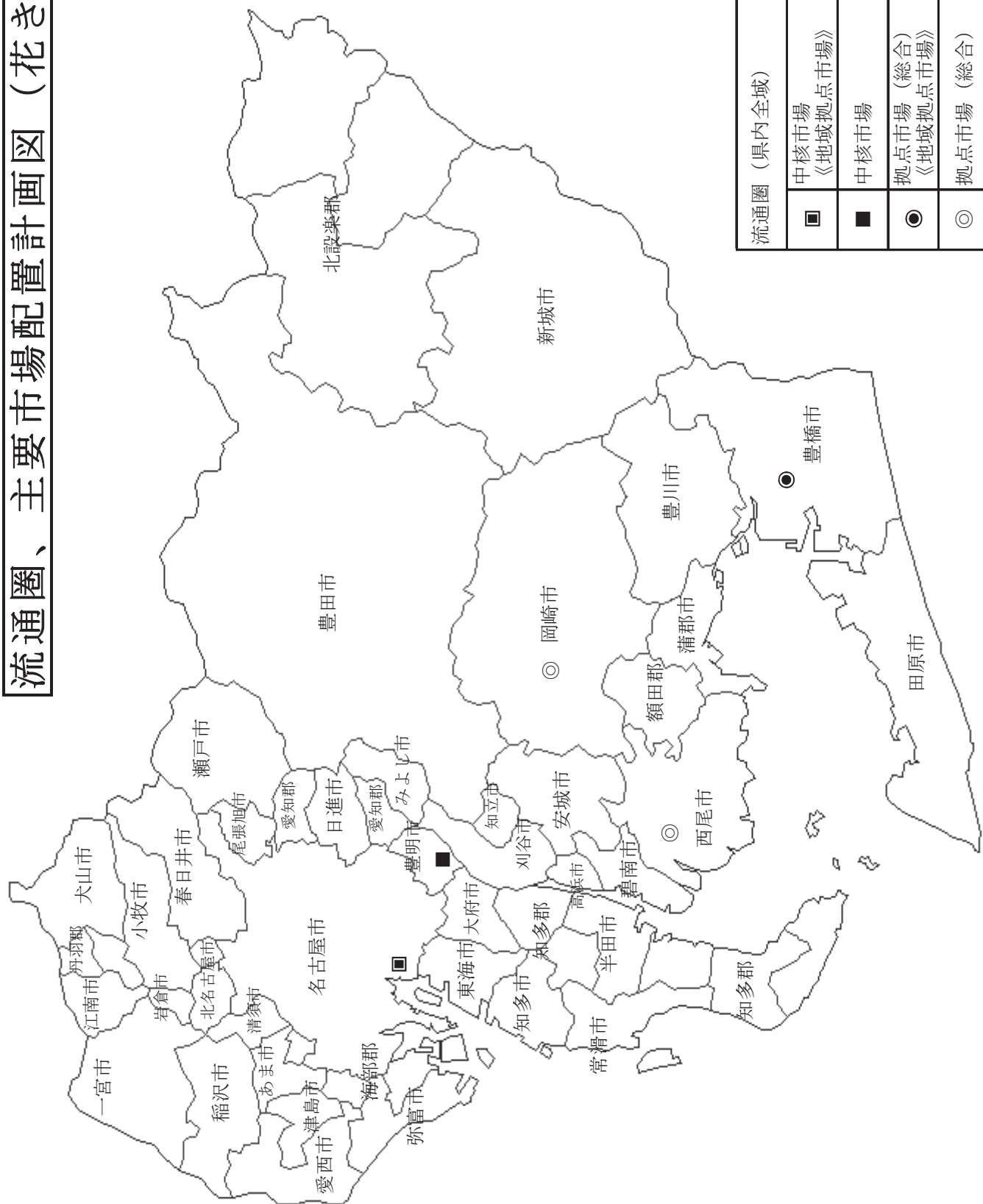
流通圏	流通圏
中核市場 (中央卸売市場 (総合))	中核市場 (中央卸売市場 (総合))
拠点市場 (総合) 《地域拠点市場》	拠点市場 (総合) 《地域拠点市場》
拠点市場 (総合)	拠点市場 (総合)
拠点市場 (単独)	拠点市場 (単独)

流通圏、主要市場配置計画図（食肉）



流通圏（県内全域）	
◆	中核市場 （中央卸売市場）
■	中核市場 （地方卸売市場）

流通圏、主要市場配置計画図（花き）



流通圏（県内全域）	
■	中核市場 《地域拠点市場》
■	中核市場
◎	拠点市場（総合） 《地域拠点市場》
◎	拠点市場（総合）

参考資料

需要の現状と見通し

種 別		基準年度（平成20年度）			目標年度（平成27年度）			備 考
		需要人口	1人当たり 需要量	需 要 量	需要人口	1人当たり 需要量	需 要 量	
青果物	野菜 (いも類含む) (kg)	7, 440, 332	101. 9	758, 169, 831	7, 487, 400	102	763, 714, 800	1 人口 20年10月1日 (1) 20年度人口 20年10月1日 愛知県人口動向調査 (2) 27度人口 愛知県地方計画及び近年 の傾向を基に算出
	果実 (果実的野菜含む) (kg)		53. 2	395, 825, 662		55	411, 807, 000	
	水産物 (海藻含む) (kg)		54. 5	405, 498, 094		57	426, 781, 800	
花き	食肉 (牛・豚) (kg)	7, 440, 332	27. 6	205, 353, 163	7, 487, 400	28	209, 647, 200	
	切花 (本)		49. 9	371, 272, 567		49	366, 882, 600	
	鉢物 (鉢)		8. 3	61, 754, 756		7	52, 411, 800	

注1) 需要人口は、平成17年国勢調査の県内への昼間流入・流出人口を考慮して推計した。

注2) 基準年度（平成20年度）の1人当たりの需要量については、「食料需給表」（農林水産省）、「フラワーデーターブック」（（財）日本花普及センター）等を利用して算出した。

注3) 目標年度（平成27年度）の1人当たりの需要量については、「食料需給表」をベースに「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月策定）の平成32年度目標数値を基に、花きについては、過去の実績から推計、算出した。

供給の現状と見通し

(単位：ト、千本、千鉢)

区 分 品 目		基準年度（平成20年度実績）					目標年度（平成27年度見通し）						
		生産量 A	出荷量 B	県内仕向量 C	県外仕向量 D	需要量 E	C/E (%)	生産量 A'	出荷量 B'	県内仕向量 C'	県外仕向量 D'	需要量 E'	C' /E' (%)
青果物	野菜 (いも類含む)	559,642	494,974	154,938	340,036	758,170	20	590,691	534,315	182,109	352,206	763,715	24
	果実	103,100	91,111	46,411	44,700	395,826	12	100,037	88,477	41,281	47,196	411,807	10
花き	切花	—	731,300	129,324	601,976	371,273	35	—	890,000	169,751	720,249	366,883	46
	鉢物	—	137,600	19,457	118,143	61,755	32	—	150,000	21,845	128,155	52,412	42
	水産物 (海藻含む)	—	119,832	82,250	37,582	405,498	20	—	101,100	74,300	26,800	426,782	17
	牛	—	(38,385頭) 17,122	—	—	—	—	—	(36,661頭) 16,497	—	—	—	—
食肉	豚	—	(644,896頭) 49,723	—	—	—	—	—	(634,907頭) 48,784	—	—	—	—
	小計	—	66,845	44,379	22,466	205,353	22	—	65,281	43,136	22,145	209,647	21

注1) 青果物の数値は農林水産統計等により、H20実績は統計値、H27見通しは、「愛知県野菜生産振興指針」、「愛知県果樹農業振興計画」の目標値や過去の実績値(H15～20)から推計した。

注2) 花きの数値は農林水産統計により、H20実績は統計値、H27見通しは、「愛知県花き生産振興指針」の目標値や過去の実績値(H15～20)から推計した。

注3) 水産物の数値は農林水産統計により、H20実績は統計値、H27は横ばいの見通しのため、過去の実績値(H16～20)の平均値とした。

注4) 食肉の数値は畜産物流通統計により、H20実績は統計値、H27見通しは、「食と緑の基本計画」のH27目標値から推計した。

品目別卸売市場流通量の現状と見通し

(単位：千人、ト、千本、千鉢)

	需要人口 A	1人当たり 需要量 B (kg、本、鉢)	総需要量 C	市場供給量		市場外 流通量等 G	市場供給率			市場外流通 量の構成比 G/C(%)
				中央卸売市場 D	地方卸売市場 E		計 F	中央 市場 D/C(%)	地方 市場 E/C(%)	計 F/C(%)
平成20年度	青果物	7,440	101.9	328,345 (436,134)	193,245 (193,245)	236,580	521,590 (629,379)	43	25	68
	野菜		53.2	105,239 (149,216)	84,959 (84,959)	205,628	190,198 (234,175)	27	21	48
	実		49.9	—	207,963 (305,828)	163,310	207,963 (305,828)	—	56	44
	切花類		8.3	—	37,355 (79,478)	24,400	37,355 (79,478)	—	60	40
	鉢物類		54.5	147,592 (199,180)	66,457 (86,875)	191,449	214,049 (286,055)	36	16	52
平成27年度	水産物	7,487	27.6	20,912 (24,344)	20,150 (20,240)	164,291	41,062 (44,584)	10	10	20
	食肉		102	321,361 (424,033)	162,979 (162,979)	279,375	484,340 (587,012)	42	21	63
	青果物		55	84,841 (118,084)	63,220 (63,220)	263,746	148,061 (181,304)	21	15	36
	実		49	—	285,211 (419,428)	81,672	285,211 (419,428)	—	78	78
	切花類		7	—	30,482 (64,855)	21,930	30,482 (64,855)	—	58	42
平成27年度	鉢物類	1.01	57	139,432 (188,168)	58,385 (70,330)	228,965	197,817 (258,498)	33	14	47
	水産物		28	22,485 (26,176)	22,440 (22,540)	164,722	44,925 (48,716)	11	11	22
	食肉		1.00	0.98	0.84	1.18	0.93			
	青果物		1.03	0.81	0.74	1.28	0.78			
	実		0.98	—	1.37	0.50	1.37			
対比	切花類	1.01	0.84	—	0.82	0.90	0.82			
	鉢物類		1.05	0.94	0.88	1.20	0.92			
	水産物		1.01	1.08	1.11	1.00	1.09			
	食肉									
	青果物									

備考 A、B、C：参考資料「需要の現状と見通し」より

D：名古屋市中央卸売市場の取扱量から県外供給分及び県内地方卸売市場転送量（愛知県地方卸売市場年報及び同一指数による推計値）を差し引いた量。（）は総取扱量

E (H20)：愛知県地方卸売市場年報から、県外供給量（青果は無し、花き・食肉・水産物消費地は「卸売市場整備計画策定調査」結果より算出、水産物産地は県外卸売量）を差し引いた量。（）は総取扱量

E (H27)：愛知県地方卸売市場年報実績から算出した推計値。（）は総取扱量
市場供給量：総取扱量から県外供給量を除いた県内供給量

目標年度における整備計画市場数

区 分		平成23年3月末現在の市場数					整備計画（平成27年度目標）												
		卸売市場法上の区分					整備計画上の区分					流通圏別の区分							
							中央市場	地方市場	規模未満	合計	中核市場	拠点市場	地区市場	産地市場	合計	尾張	西三河	東三河	合計
総合市場	青果・水産・花き				0		2	2		2					2			2	
	青果・水産	2	4		6	2	4	6	2	(2)				(2)	5	1		6	
	青果・花き				0		1	1		(1)	1			(1)			1	1	
	小計	2	4	0	6	2	7	9	2	(3)	7	0	0		5	3	1	9	
青果市場		22	1	23			11	11		2		9			6	3	2	11	
水産消費地市場		4	1	5			2	2		1		1				1	1	2	
水産物産地市場		13	4	17			11	11					11		5	3	3	11	
食肉市場	1	2		3		1	2	3	2			1			(県内全域)			3	
花き市場		8	9	17			3	3	(1)	2		1			(県内全域)			3	
合計	3	53	15	71	3	36	39	6	10	(3)	12	11	(4)	16	10	7	39		
														(県内全域)					
																		6	39

注) 整備計画上の区分中の()書は、地域拠点市場として配置するもので内数。

既設市場業者一覧

地方卸売市場名	取 扱 品 目	卸売業者名
地方卸売市場一宮地方総合卸売市場	青 果	一宮青果 (株)
	青 果	大協青果 (株)
尾張東地方卸売市場	水産物	大新水産 (株)
	青果・水産物	瀬戸総合卸売市場 (株)
地方卸売市場知多南部総合卸売市場	青果・水産物	(株) 知多総合卸売市場
豊田市公設地方卸売市場	青 果	愛知県中央青果 (株)
	青 果	豊一豊田青果 (株)
	水産物	豊田魚市場 (株)
大曽根青果地方卸売市場	青 果	大曽根青果 (株)
下之一色青果地方卸売市場	青 果	下之一色青果地方卸売市場 (有)
地方卸売市場名古屋西流通センター	青 果	名古屋西青果 (株)
起青果地方卸売市場	青 果	起青果卸売市場 (有)
地方卸売市場愛北総合卸売市場	青 果	愛北青果 (株)
西春中央青果地方卸売市場	青 果	西春中央青果地方卸売市場 (株)
大府青果地方卸売市場	青 果	大府青果卸売市場 (株)
愛中岡崎地方卸売市場	青 果	愛知県中央青果 (株)
丸八岡崎青果地方卸売市場	青 果	丸八岡崎青果 (株)
衣浦総合地方卸売市場	青 果	(株) 衣浦総合卸売市場
刈谷青果地方卸売市場	青 果	愛知県刈谷青果 (株)
愛中西尾地方卸売市場	青 果	愛知県中央青果 (株)
米津青果地方卸売市場	青 果	(有) 米津青果卸売市場
吉田港青果地方卸売市場	青 果	(株) 吉田港青果市場
大一新青果豊橋地方卸売市場	青 果	大一新青果 (株)
地方卸売市場豊橋中央青果	青 果	(株) 豊橋中央青果市場
大一新青果豊川地方卸売市場	青 果	大一新青果 (株)
豊川青果地方卸売市場	青 果	豊川青果市場 (株)
三河青果地方卸売市場	青 果	三河青果物市場 (株)
蒲郡青果地方卸売市場	青 果	蒲郡青果卸売市場 (株)
大一新青果田原地方卸売市場	青 果	大一新青果 (株)
大一新青果福江地方卸売市場	青 果	大一新青果 (株)
岡崎魚地方卸売市場	水産物	岡崎魚 (株)
地方卸売市場安城魚市場	水産物	(株) 安城魚市場
西尾水産地方卸売市場	水産物	(株) 西尾水産卸売市場
地方卸売市場豊橋魚市場	水産物	(株) 豊橋魚市場

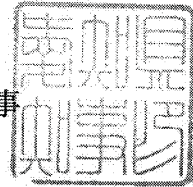
地方卸売市場名	取 扱 品 目	卸売業者名
地方卸売市場豊浜魚市場 (産地)	水産物	豊浜漁業協同組合
師崎水産物地方卸売市場 (産地)	水産物	師崎漁業協同組合
篠島水産物地方卸売市場 (産地)	水産物	篠島漁業協同組合
地方卸売市場片名魚市場 (産地)	水産物	片名漁業協同組合
大井水産物地方卸売市場 (産地)	水産物	大井漁業協同組合
碧南魚地方卸売市場 (産地)	水産物	碧南魚市場 (株)
西三河漁協地方卸売市場 (産地)	水産物	西三河漁業協同組合
幡豆水産物地方卸売市場 (産地)	水産物	幡豆漁業協同組合
東幡豆水産物地方卸売市場 (産地)	水産物	東幡豆漁業協同組合
西浦水産物地方卸売市場 (産地)	水産物	蒲郡漁業協同組合
形原水産物地方卸売市場 (産地)	水産物	蒲郡漁業協同組合
三谷水産物地方卸売市場 (産地)	水産物	三谷漁業協同組合
地方卸売市場渥美魚市場 (産地)	水産物	(株) 渥美魚市場
愛知経済連豊田食肉地方卸売市場	食 肉	愛知県経済農業協同組合連合会
地方卸売市場東三河食肉流通センター	食 肉	愛知県経済農業協同組合連合会
愛知名港花き地方卸売市場	花 き	(株) 名港フラワーブリッジ
(株) 花春生花地方卸売市場	花 き	(株) 花春生花地方卸売市場
(株) 桜井花き地方卸売市場	花 き	(株) 桜井花き地方卸売市場
(株) 太閤園花き地方卸売市場	花 き	(株) 太閤園
愛知豊明花き地方卸売市場	花 き	豊明花き (株)
	花 き	(株) J F P
三河生花地方卸売市場	花 き	三河生花協同組合
岡崎花き地方卸売市場	花 き	(株) 岡崎花き卸売市場
豊橋生花地方卸売市場	花 き	協同組合豊橋生花地方卸売市場
中央卸売市場	取 扱 品 目	卸売業者名
名古屋市中心卸売市場本場	青 果	丸協青果 (株)
	青 果	名古屋青果 (株)
	水産物	中部水産 (株)
	水産物	大東魚類 (株)
	水産物	名古屋海産市場 (株)
	つけ物	名古屋中央漬物 (株)
名古屋市中心卸売市場北部市場	青 果	名果 (株)
	青 果	(株) 丸市青果
	水産物	名古屋魚市場 (株)
名古屋市中心卸売市場南部市場	食 肉	名古屋食肉市場 (株)

23食推第600号

平成23年7月1日

愛知県卸売市場審議会長殿

愛 知 県 知 事



愛知県卸売市場整備計画について（諮問）

近年における生鮮食料品等の生産、流通及び消費などの卸売市場を取り巻く環境の変化に対応し、生鮮食料品等の円滑な供給を確保することにより県民生活の安定に資するため、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項に基づく愛知県卸売市場整備計画を策定したいので、貴審議会に意見を求めます。

担当 農林水産部食育推進課
管理・市場グループ

電話 052-954-6421
(ダイヤルイン)

2 3 卸 審 第 1 号

平成23年 8 月 1 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県卸売市場審議会

会長 向 井 清 史



愛知県卸売市場整備計画について（答申）

平成23年7月1日付け23食推第600号により諮問された愛知県卸売市場整備計画について、別添のとおり答申します。

なお、卸売市場は生鮮食料品等の流通において生産者と消費者を結ぶ重要な役割を担っておりますので、この計画の推進にあたっては、円滑かつ安定的な市場流通が確保されるよう、適切な指導をお願いします。

（別添省略）



卸売市場法（抜粋）

（都道府県卸売市場審議会）

第71条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ都道府県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県卸売市場審議会を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、都道府県卸売市場審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

愛知県卸売市場審議会条例（昭和46年愛知県条例第54号）

（設置）

第1条 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第71条の規定に基づき、愛知県卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、愛知県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県議会の議員
- 三 関係行政機関の職員
- 四 市町村の長

3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県卸売市場審議会名簿

平成 23 年 7 月 15 日現在

氏 名	職 業
向 井 清 史	名古屋市立大学大学院経済学研究科教授
梶 川 千賀子	岐阜大学応用生物科学部准教授
近 藤 房 夫	愛知県経済農業協同組合連合会 代表理事理事長
河 合 良 之	愛知県青果物卸売市場協会会長
石 原 康 江	愛知消費者協会 常任理事
橋 本 百合子	愛知県農村生活アドバイザー協会理事
大 橋 美由紀	生活協同組合コープあいち副理事長
森 下 利 久	愛知県議会農林水産委員長
谷 口 幸 治	愛知県市長会副会長（尾張旭市長）
壺 谷 幸 也	名古屋市市民経済局副局長